

令和4年10月吉日

お客さま各位

鹿沼相互信用金庫

## 当座勘定規定改正のお知らせ

平素は、鹿沼相互信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、令和4年11月に電子交換所を設立し、全国各地の手形交換所で行ってきた手形・小切手の交換方法を電子化します。これに伴い、当金庫は、下記のとおり当座勘定規定を改正いたします。

なお、改正日以前に当座勘定をご契約いただいているお客さまにも、改正後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

### 1. 対象となる規定等

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (3) 約束手形用法
- (4) 為替手形用法
- (5) 小切手用法

### 2. 主な改正内容（詳細は、「新旧対照表」をご覧ください。）

- (1) 当座勘定規定
  - ①振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定を追加。
  - ②イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定を追加
  - ③全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の廃止（※）に伴う個人信用情報センターへの登録規定を削除。  
※廃止日は電子交換所の交換決済日である令和4年11月4日（金）
- (2) 手形用法・小切手用法
  - ①電子交換所システムの仕様（「,」（カンマ）がない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう追加。
  - ②電子交換所システムの仕様（JIS第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加。
  - ③金額欄、金融機関名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書きを行わないよう指定箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄）を追加。

### 3. 改正日

令和4年11月4日（金）

以上

○当座勘定規定（一般用） 新旧対照表 ※下線部が改正箇所

新	旧
<p>当座勘定規定（一般用） 第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>当座勘定規定（一般用） 第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)略</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</u></p> <p><u>(7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 略</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、小切手または諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 略</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第27条（個人情報センターへの登録）</u></p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>
<p>第27条（成年後見人等の届出）</p>	<p>第28条（成年後見人等の届出）</p>

第 28条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)	第 29 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)
第 29 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	第 30 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
第 30 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)	第 31 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)
第31条 (規定の変更等)	第32条 (規定の変更等)

○当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表 ※下線部が改正箇所

新	旧
<p>当座勘定規定（専用約束手形口用） 第7条（手形の支払）</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>当座勘定規定（専用約束手形口用） 第7条（手形の支払）</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)略</u></p>
<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5)当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(6)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第14条（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u>を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形として使用された用紙<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 略</p>	<p>第14条（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 略</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第24条（個人情報センターへの登録）</u></p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>
<p>第24条（成年後見人等の届出）</p>	<p>第25条（成年後見人等の届出）</p>
<p>第25条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>	<p>第26条（保険事故発生時における預金者からの相殺）</p>

第 <u>26</u> 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	第 <u>27</u> 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
第 <u>27</u> 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)	第 <u>28</u> 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)
第 <u>28</u> 条 (規定の変更等)	第 <u>29</u> 条 (規定の変更等)



○為替手形用法 新旧対照表 ※下線部が改正箇所

新	旧																																												
<p>新 為替手形用法</p> <p>5. (1) 略</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「、」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧</u>に記入してください。</p> <p>(4)<u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>旧 為替手形用法</p> <p>5. (1) 略</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号(追記)を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。 <b>(新設)</b></p>																																												
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>																																												
<p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(<u>下</u>図斜線部分)は使用しないでください。</p>	<p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(<u>以下</u>図斜線部分)は使用しないでください。</p>																																												
<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>参</td> <td>参</td> <td>参</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>1,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>八</td> <td>捌</td> <td>玖</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>拾</td> </tr> <tr> <td></td> <td>百</td> <td>百</td> <td>百</td> <td>千</td> <td>千</td> <td>千</td> </tr> <tr> <td></td> <td>万</td> <td>万</td> <td>万</td> <td>万</td> <td>万</td> <td>万</td> </tr> </table> <p>(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p> <p>●為替手形用紙</p>		1	2	3	4	5	6	7	漢数字	壹	弍	弍	弍	参	参	参		8	9	10	100	1,000	10,000	漢数字	八	捌	玖	玖	拾	拾		百	百	百	千	千	千		万	万	万	万	万	万	<p>(追加)</p>
	1	2	3	4	5	6	7																																						
漢数字	壹	弍	弍	弍	参	参	参																																						
	8	9	10	100	1,000	10,000																																							
漢数字	八	捌	玖	玖	拾	拾																																							
	百	百	百	千	千	千																																							
	万	万	万	万	万	万																																							

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7
漢数字	壹	弍	弍	弍	参	参	参

	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	八	捌	玖	玖	拾	拾
	百	百	百	千	千	千
	万	万	万	万	万	万

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

○小切手用法 新旧対照表 ※下線部が改正箇所

新	旧																																																				
<p>新 小切手用法</p> <p>4. (1) 略</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」</u>を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコードに重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアバンド)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>旧 小切手用法</p> <p>4. (1) 略</p> <p>(2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、参、参、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアバンド)は使用しないでください。</p> <p>(追加)</p>																																																				
<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>参</td> <td>参</td> <td>四</td> <td>泗</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伍</td> <td>六</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>100</td> <td>1,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>八</td> <td>捌</td> <td>玖</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>拾</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仟</td> <td>佰</td> <td>佰</td> <td>千</td> <td>仟</td> <td>仟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>万</td> <td>萬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>		1	2	3	4	5	6	7	漢数字	壹	弍	弍	参	参	四	泗		伍	六	陸	七	漆	質			8	9	10	100	1,000	10,000	漢数字	八	捌	玖	玖	拾	拾		仟	佰	佰	千	仟	仟		万	萬					
	1	2	3	4	5	6	7																																														
漢数字	壹	弍	弍	参	参	四	泗																																														
	伍	六	陸	七	漆	質																																															
	8	9	10	100	1,000	10,000																																															
漢数字	八	捌	玖	玖	拾	拾																																															
	仟	佰	佰	千	仟	仟																																															
	万	萬																																																			

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7
漢数字	壹	弍	弍	参	参	四	泗
	伍	六	陸	七	漆	質	

	8	9	10	100	1,000	10,000
漢数字	八	捌	玖	玖	拾	拾
	仟	佰	佰	千	仟	仟
	万	萬				

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。